

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 証券取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年9月20日

【事業年度】 第49期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

【会社名】 株式会社丹青社

【英訳名】 TANSEISHA CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 渡 辺 亮

【本店の所在の場所】 東京都台東区上野5丁目2番2号

【電話番号】 03(3836)8362

【事務連絡者氏名】 経理部長 二 上 義 幸

【最寄りの連絡場所】 東京都台東区上野5丁目2番2号

【電話番号】 03(3836)8362

【事務連絡者氏名】 経理部長 二 上 義 幸

【縦覧に供する場所】 株式会社丹青社関西支店
(大阪府大阪市北区堂山町3番3号)

株式会社丹青社名古屋支店
(愛知県名古屋市中区錦3丁目24番17号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月29日に提出いたしました第49期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

前文 <省略>

(1)～(7) <省略>

(8) 株主総会の特別決議要件

<省略>

(訂正後)

前文 <省略>

(1)～(7) <省略>

(8) 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、事業環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とすることを目的とするものであります。

(9) 中間配当

当社は、取締役会の決議によって、毎年7月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（中間配当）をすることができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能とすることを目的とするものであります。

(10) 株主総会の特別決議要件

<省略>